

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.9

インド法務・税務の入口ーインド進出企業が押さえるべき移転価格税制の基礎

2026年 8 月

1 はじめに

インドに進出している日系企業にとって、移転価格税制は、親会社との売買、ロイヤリティの支払い、経営指導料の支払い等、日常的なグループ内取引に密接に関わるものであり、税務調査においても頻繁に論点となる重要な制度です。特にインドでは、日本と比べて文書化義務の対象範囲が広く、課税当局による審査も厳格に行われる傾向があります。本ニュースレターでは、移転価格税制の基本的な考え方を確認した上で、日本の制度との違いとインドの制度の特徴に着目しながら、日系企業が実務上押さえておくべきポイントについて分かりやすく解説します。

2 移転価格税制の概要

(1) 移転価格税制とは

移転価格税制とは、一言でいうと、グループ会社間の取引価格を、支配関係のない独立した第三者間であれば通常成立すると考えられる取引価格(Arm's Length Price。以下「独立企業間価格」といいます。)と同水準にすべきとする制度です。多国籍企業は、グループ内で取引価格を自由に設定できるため、価格設定次第では利益を税率の低い国へ移転し、各国の課税所得を人為的に増減させることが可能となります。移転価格税制は、このような恣意的な利益移転を防ぎ、各国が適正な税収を確保することを目的にしています。現在では、日本やインドを含む多くの国が OECD のガイドライン¹に基づいて制度設計を行っています。

移転価格税制には、ローカルファイルやマスターファイル等、聞き慣れない専門用語が多く登場するため、初学者による理解の妨げとなっています。本ニュースレターでは、紙面の都合により税額等の詳細な計算方法には触れず、税務の専門家ではない経営者や担当者が把握しておくべき移転価格税制の概要を中心に、制度理解に必要となる基本用語とあわせて解説します。

(2) 用語解説

日印間の移転価格税制を理解するために必要な基本用語とその意味は、次の表に記載のとおりです。なお、ここで挙げる基本用語には、日本法制下の用語とインド法制下の用語のいずれも含まれています。

¹ [OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations 2022 \(EN\)](#)

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.9

用語(日本語)	用語(英語)	意味
インド勅許会計士 証明(CA 証明)	Form 3CEB / Form 48	インド勅許会計士が、納税者の国際関連 者取引 ² または特定国内取引 ³ について、 移転価格税制に基づき検証・報告する報 告書
ローカルファイル	Local File	企業(例えば、日本法人)が国外関連者 ⁴ (例えば、インド法人)との取引について、 独立企業間価格の原則に照らして妥当で あることを説明する文書
マスターファイル	Master File	多国籍企業グループ全体について、組織 構造、事業内容、無形資産、グループ内金 融活動、財務・税務状況等を記載する文書
国別報告書	CbCR:Country-by- Country Report	グループ全体の売上高、利益、納税額等 を国ごとに集計し、各国における事業概 況、国別子会社の概況をまとめたもの

3 日本の移転価格税制

日本の移転価格税制は 1986 年の税制改正で導入されましたが、その後、2016 年の税制改正において OECD のガイドラインを踏まえた制度改革が行われています。ここでは、後述するインド制度との比較のため、日系企業が押さえておきたい文書化義務の金額基準についてのみ抜粋して説明します。

(1) ローカルファイルの金額基準

次のいずれかの基準に該当する場合、ローカルファイルを作成・保管する義務が課されます。

・国外関連者との有形資産取引の年間合計額: 50 億円以上

※有形資産取引には、棚卸資産の売買、役務提供、または利息取引等が該当します。

² 2025 年所得税法(The Income Tax Act, 2025。以下「新法」といいます。)第 163 条。国際関連者取引とは、関連者(脚注 10 ご参照)間取引のうち、少なくとも一方の当事者が非居住者であるものをいい、商品・サービスの提供、ロイヤリティの支払い、または資金の貸付け等の取引をいいます。

³ 新法第 164 条。特定国内取引とは、インド国内で行われる一定の関連者間取引のうち、年間取引総額が 2 億ルピーを超える取引をいいます。

⁴ 租税特別措置法第 66 条の 4 第 1 項。国外関連者とは、外国法人で、法人との間に、持株関係、実質的支配関係またはそれらが連鎖する関係の「特殊の関係」のあるものをいいます。

[用語の解説 | 国税庁](#)

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.9

・国外関連者との無形資産取引の年間合計額: 3 億円以上
 ※無形資産取引には、特許権、商標権、ノウハウ等の譲渡、またはロイヤリティの支払い等が該当します。

(2) マスターファイル・国別報告書の金額基準

いずれも多国籍企業グループ⁵全体の概要を記載するものであり、グループの連結収入を基準に作成義務が発生します。

・連結収入: 1,000 億円以上

4 インドの移転価格税制

インドの移転価格税制は、2001 年財政法⁶によって導入され、2012 年には事前価格合意制度(APA: Advance Pricing Agreement)⁷、2013 年にはセーフハーバー・ルール⁸が導入される等、納税者の予見可能性の向上や紛争の減少に向けた制度整備が進められています。さらに、2016 年には OECD ガイドラインに則った制度が整備され、それぞれ下記の条件のもとで文書の作成、提出または保管義務が課されています。また、直近でも法改正があり、新法は 2026 年 4 月 1 日から適用されますが、AY(課税・申告年度)2026-27 以前に係る手続については、原則として 1961 年所得税法⁹(以下「旧法」といいます。)および旧法に基づく Form が引き続き適用されます。

インド勅許会計士証明 (CA 証明)	提出対象者	主な内容	提出期限
(旧法) Form 3CEB (新法) Form 48	国際関連者取引 または特定国内 取引を行った全 ての者	インド勅許会計士(CA)証明 ・関連者 ¹⁰ の基本情報 ・国際関連者取引の種類、金 額、および独立企業間価格の算 定方法等	翌年度 10 月末

⁵ 租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 2 号。多国籍企業グループとは、企業グループのうち、その構成会社等の居住地国が 2 以上ある企業グループ等をいいます。

⁶ The Finance Act, 2001

⁷ 将来の関連者間取引に適用する独立企業間価格の算定方法等について、納税者と税務当局が事前に合意する制度をいいます。

⁸ 納税者の関連者間取引があらかじめ定められた価格や利益率等の一定の条件を満たす場合に、その取引価格を税務当局が独立企業間価格として受け入れる制度をいいます。

⁹ The Income-tax Act, 1961

¹⁰ 新法第 162 条。関連者とは、一定の方法により、一方の企業が他方の企業の経営、支配もしくは資本に直接または間接に関与等する企業をいいます。

在インド日本国大使館主催
インド企業法務ニュースレター Vol.9

		・特定国内取引の種類および金額等	
--	--	------------------	--

ローカルファイル	提出対象者	主な内容	期限
移転価格文書(TP Documentation)	年間1,000 万 ルピー超の国際 関連者取引を行 った者または特 定国内取引を行 った全ての者	インド法人の詳細な取引分析 ・国際関連者取引の詳細 ・FAR 分析 ¹¹ ・比較可能性分析 ¹² ・独立企業間価格の算定方法 ・比較対象企業 (Comparables)の選定・分 析	翌年度 10 月末ま でに作成・保管

マスターファイル関連 の報告・届出	提出対象者	主な内容	提出期限
(旧法) Form 3CEAA PartA (新法) Form 56	国際企業グループ ¹³ の 構成企業 ¹⁴	・国際企業グループの名称・ 住所 ・申告対象企業の名称・住 所・PAN 番号	翌年度 11 月末
(旧法) Form 3CEAA PartB (新法) Form 56	①直前会計年度のグル ープ売上が年間 50 億ルピー超、かつ②当 該年度の国際関連者取 引が5億ルピー超(無形	グループ概況 ・組織構造 ・事業内容 ・無形資産の保有・管理状況 ・金融活動 ・財政状況	翌年度 11 月末

¹¹ 国際取引または特定国内取引に関与する納税者および関連企業について、遂行する機能 (Functions)、使用するまたは使用予定の資産 (Assets)、負担するリスク (Risks) を記述することをいいます。

¹² 取引対象の特性、FAR (機能・資産・リスク)、契約条件、経済環境等を踏まえ、関連者間取引と比較対象となる非関連者間取引との比較可能性を分析することをいいます。

¹³ 新法第 511 条第 10 項 (g)。国際企業グループとは、異なる国・地域の居住者である 2 以上の企業、または一国・地域の居住者である企業が他国・地域に恒久的施設 (PE) を有する企業グループをいいます。

¹⁴ 新法第 511 条第 10 項 (d)。構成企業とは、国際企業グループの連結財務諸表に含まれる企業、または一定の恒久的施設 (PE) 等をいいます。

在インド日本国大使館主催
インド企業法務ニュースレター Vol.9

	資産取引の場合は1億ルピー超)の構成企業	・納税状況	
(旧法) Form 3CEAB (新法) Form 57	国際企業グループの構成企業(インド国内に構成企業が2社以上ある場合)	・マスターファイル(Form 3CEAA PartB/Form 56)を申告する構成企業の情報	翌年度 10 月末

国別報告書(CbCR) 関連の報告・届出	対象	主な内容	提出期限
(旧法) Form 3CEAC (新法) Form 58	グループ連結収入基準(640 億ルピー)に該当する国際企業グループの構成企業	・最終親会社の基本情報 ・代理申告会社 ¹⁵ の有無 およびその情報	国別報告書 (Form 3CEAD/Form 59)の期限の 2 カ月前
(旧法) Form 3CEAD (新法) Form 59	上記収入基準に該当する国際企業グループの最終親会社または代理申告会社である構成企業	・国ごとの売上高・利益・ 納税額等 ・各国における事業活動 の概要 ・グループ構成企業のリス ト	最終親会社の報 告対象会計年度 終了後1年以内
(旧法) Form 3CEAE (新法) Form 60 (※)	上記収入基準に該当する国際企業グループの構成企業で、下記に該当する企業 ①最終親会社がインド国外に所在し、かつ②当該国・地域に国別報告書の制度が存在しない、または当該国・地域がインドとの間で自動的情報交	・最終親会社の基本情報 ・インドで国別報告書 (Form 3CEAD/Form 59)を申告する構成企業 の基本情報	最終親会社の報 告対象会計年度 終了後1年以内

¹⁵ 新法第 511 条第 10 項(c)。代理申告会社とは、国際企業グループの構成企業のうち、最終親会社に代わって、当該構成企業が所在する国または地域において、グループを代表して国別報告書(CbCR)を提出する者として、当該グループから指定された会社をいいます。

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.9

	換合意 ¹⁶ を結んでいない場合		
--	-----------------------------	--	--

(※)日本にも国別報告書制度はあり、日本とインドは、いずれも自動的情報交換に関する多国間合意に参加しているため、最終親会社が日本に所在する場合には、Form 3CEAE/Form60 は不要です。

もともと、金額基準に達していない企業であっても、独立企業間価格の検討が全く必要なくなるというわけではありません。日本、インドともに、金額基準を満たさない場合には文書化義務を負わないものの、税務調査において課税当局から価格設定の合理性について説明を求められる可能性はあります。そのため、文書化義務の有無にかかわらず、価格設定の妥当性を検討し、その根拠を整理しておくことが望ましいといえます。

5 インドにおける独立企業間価格の算定方法

移転価格文書の内容として中核となるのが、関連者間取引に適用される独立企業間価格の算定です。新法第 165 条では、独立企業間価格は、取引の性質、関連者の類型、各当事者が果たす機能その他の関連要素を踏まえ、最も適切な方法により算定するものとされており、以下の 6 つの算定方法が規定されています。なお、算定方法については、取引の性質や各関連企業が果たす機能・使用する資産・負担するリスク、利用可能なデータ、比較可能性等を考慮して、その取引について最も適切な方法を選択します。また、選択した方法がなぜ最も適切であるかについて、その根拠を移転価格文書において説明できるようにしておくことが重要です。

(1) 独立価格比準法(CUP:Comparable Uncontrolled Price Method)

独立した第三者との同種取引価格を直接比較する方法です。例えば、同じ製品を独立した第三者にも販売している場合、第三者向けの販売価格を比較対象として使用します。取引価格を直接比較するため、理論上は最も明確な方法の一つですが、製品の仕様、取引数量、契約条件、市場、取引時期等の条件が十分に類似した比較対象取引を見つけることが難しいケースも多くあります。

(2) 再販売価格基準法(RPM:Resale Price Method)

関連者から購入した商品を独立した第三者へ再販売する価格を基礎とし、販売会社が通常得るべき適正な粗利率を差し引いて算定する方法です。主に関連者から商品を購入し、大幅な加工や付加価値を加えることなく第三者へ販売する販売会社に適用されます。

¹⁶ 多国籍企業グループの最終親会社等が所在国の税務当局に提出した国別報告書を、租税条約等の情報交換の枠組みに基づき、グループ会社が所在する他国の税務当局へ自動的に提供する仕組みをいいます。

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.9

(3) 原価基準法(CPM:Cost Plus Method)

製造やサービス提供に要した原価に、独立した第三者取引で一般的に認められる利益率(マークアップ)を加えて適正な取引価格を算定する方法です。製造委託、部品供給、研究開発支援、管理サービス、IT サービス等、原価を基礎として対価を設定する取引に多く用いられます。

(4) 利益分割法(PSM:Profit Split Method)

関連者間で共同して価値を生み出している場合に、各当事者が果たした機能、使用した資産、負担したリスク等に応じてグループ全体の利益を合理的に配分する方法です。双方が高度な無形資産を保有している場合等に用いられます。

(5) 取引単位営業利益法(TNMM:Transactional Net Margin Method)

関連者間取引から得られる営業利益率を、同様の機能を果たす独立企業または比較可能な企業の営業利益率と比較する方法です。実務上は、データベースから比較可能企業を選定し、売上高営業利益率や総原価営業利益率等の利益指標を比較します。取引価格そのものではなく利益率を比較するため、比較対象を見つけやすく、インドの移転価格実務では最も広く採用されています。

(6) その他(Other Method, Rule 10AB)

上記の方法が適用できない場合はその他の算定方法が認められます。

6 日系企業で発生する代表的な取引

次に、日系企業がインドで事業を行う際に、移転価格税制が頻繁に問題となる代表的な取引と、その主な留意点を紹介します。

(1) Management Fee(経営指導料)

経営指導料とは、日本の親会社がインド子会社に対して、経営支援や管理業務といったサービスを提供する対価として支払われる費用です。インドの課税当局は、経営指導料の支払いがインド子会社の所得を不当に減少させるものではないかという観点から、その実態や対価の妥当性について確認することがあり、主に以下の点が問題となります。

- ・ 実態の有無:そもそも経営指導を受けたという実態を証明できるか
- ・ 便益の有無:当該サービスがインド子会社にとって必要・合理的なものであり、経済的・商業的な便益をもたらしていることを説明できるか

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.9

- ・ 対価・費用配賦の妥当性の有無:サービスの対価や、グループ共通費用をインド子会社に配賦する場合の配賦基準について、合理的な根拠を説明できるか

上記の点を考慮し、日系企業は経営指導契約を締結するとともに、メール、会議資料、報告書等を保存し、サービス提供の実態を立証できるようにしておく必要があります。また、当該サービスがインド子会社にどのような便益をもたらしたかを説明するとともに、費用を配賦する場合には、タイムシートやその他の客観性のある資料で、計算方法や配賦基準の合理性が説明できるように整備をしておくことも重要です。

(2) Royalty(ロイヤリティ)

ロイヤリティは経営指導料とは性質が違い、特許権、商標権、技術、ノウハウ等の無形資産に対する対価として支払われます。ロイヤリティについても、インドの課税当局により、経営指導料と同様に、インド子会社の所得を不当に減少させるものではないかという観点から、その実態や便益の有無、ロイヤリティ率の妥当性を確認されることがあり、以下が主な問題となります。

- ・ 便益・使用の有無:提供された技術・ノウハウ等が実際に使用されているか、インド子会社の経済的利益に結び付くか
- ・ 赤字企業:インド子会社が赤字の場合、その無形資産から利益を得ていると言えるか
- ・ 技術更新の有無:図面データ等について、一度提供を受けた後も次年度以降のロイヤリティの継続的な支払いを正当化できるか
- ・ ロイヤリティ率の妥当性の有無:ロイヤリティ率が比較対象と比べて高い場合、その料率が合理的であると言えるか

上記の点を考慮し、日系企業は、ロイヤリティ率の算定根拠を整理するとともに、インド子会社が継続的に無形資産から便益を受けていることを説明できる資料を整備する必要があります。また、赤字企業であってもロイヤリティ支払いが合理的であることを説明できるようにするとともに、技術資料やノウハウの提供・更新履歴を保存し、継続的な技術提供の実態やロイヤリティ率変更の際にはその根拠を証明できるようにしておくことが重要です。

7 最後に

前述のとおり、例えば、ローカルファイルの作成・保管義務が生じる金額基準は、日本では、年間の国外関連者との有形資産取引が合計 50 億円以上、または年間の無形資産取引が合計 3 億円以上である一方、インドでは、年間の国際関連者取引が 1,000 万ルピー超、またはインド国内で行われる一定の関連者間取引のうち、年間取引総額が 2 億ルピー超と大幅に低く設定

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.9

されています。そのため、日本本社とインド子会社との間で継続的に取引を行う日系企業の多くは、ローカルファイルの作成・保管義務を負うことになる点に留意が必要です。

また、金額基準を満たさない場合であっても、関連者間取引の価格設定の合理性や取引実態を説明できるよう、契約書、価格の算定根拠、サービス提供記録等を日頃から整備・保管しておくことが重要です。インドでは移転価格にかかる税務調査が活発に行われていることから、取引開始時から文書化を意識した対応を進めることが税務リスクの低減につながります。

8 バックナンバー

過去のニュースレターは、在インド日本国大使館ウェブサイトよりご確認いただけます。

[企業法務セミナー・ニュースレター | 在インド日本国大使館](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.6

[インドのカーボン・クレジット取引制度の徹底解説—インド環境法セミナーの振り返りを兼ねて](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.7

[解説—認証取得・通関・工場監査の実務対応](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.8

[インドにおける生成 AI 法令の全体像—関係法令の最新動向と日系企業の実務対応](#)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じ、インド法弁護士等の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本ニュースレターに記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、在インド日本国大使館または執筆者が所属する事務所の見解ではありません。

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.9

執筆者



東 圭一（企画・草稿担当）

E-mail: keiichi.azuma@nkgr.co.jp

税理士法人日本経営の統括代表社員税理士。メガバンク出向等を経て、事業承継やM&A、家族信託等税務に留まらないトータルソリューションを確立。2021 年より同法人の統括代表社員を務める。



杉田 周平(企画・草稿担当)

E-mail: shuhei.sugita@nkgr.co.jp

日本経営インディア取締役。2024 年よりインド駐在。日系企業のインド進出・M&A対応から、月次の決算対応、所得税や GST 等の現地の会計税務のアウトソーシング事業までを幅広く担当。



[石井 洋輔](#)（企画・草稿担当）

E-mail: yishii@midosujilaw.gr.jp

弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士。米国留学、大手鉄鋼メーカー法務部の出向経験を有し、M&A、海外進出、コンプライアンス、労務管理等を幅広く手掛ける。現在、インド（デリー）の大手法律事務所に出向中。ニューヨーク州弁護士。



[岡本 直己](#)

E-mail: nokamoto@midosujilaw.gr.jp

弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士。米国留学、シンガポールの法律事務所での勤務の経験を有し、国際法務、M&A、個人情報保護法分野を得意とする。

企画者



本間 洵

在ベンガルール日本国総領事館副領事。弁護士。

お問い合わせ

在インド日本国大使館(担当:矢追・飯田)

E-mail: jpemb-economic@nd.mofa.go.jp